

日本住宅少額短期保険株式会社は積和共済会との間で「業務及び財産の管理の委託契約」を締結しました。

平成20年12月1日付にて日本住宅少額短期保険株式会社（大阪府吹田市・代表取締役大江一生）は積和共済会（東京都渋谷区・理事長田村實）との間で業務及び財産の管理の委託契約」を締結し、平成21年3月9日付にて内閣総理大臣の認可を得ました。

この契約は日本住宅少額短期保険株式会社が積和共済会の為に下記の業務を受託したものであります。

- 一. 積和共済会が保有する保険契約の管理
  - 二. 保険事故の受付、調査、査定、保険金の支払の決定および支払い
  - 三. 前記二において業務を第三者に委託する場合は、その委託先の選定
  - 四. 積和共済会名義の銀行預金口座の管理
  - 五. 積和共済会の保険の関連債務の管理および支払い
  - 六. 積和共済会の運営経費の管理および支払い
  - 七. 積和共済会が日本住宅少額短期保険株式会社に提出した財産目録に記載された財産の管理および処分
  - 八. 保険業法および関係法令に基づき、積和共済会が監督官庁に提出する書類の作成
2. 文書発信における提示

本契約が効力を生じた後は、上記一から八の業務につきましては、日本住宅少額短期保険株式会社が業務及び財産の管理に関する受託会社として、積和共済会のためにこれを行います。

今後は、積和共済会から発信すべき文書等につきましては、発信者を「積和共済会受託会社 日本住宅少額短期保険株式会社」と併記する形式とします。なお、積和共済会の共済契約に関するお問い合わせ等につきましては、積和共済会専用お問い合わせ先を設けます。

お問い合わせ先

564-0053 大阪府吹田市江の木町1番38号

日本住宅少額短期保険株式会社

共済会管理委託室内 積和共済会事務局

TEL 0120-812-088